

平成31年度東京都地域学校協働活動推進事業実施要綱

この要綱は、区市町村が実施する地域学校協働活動推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第1 事業の趣旨

未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行うことが必要である。

そのため、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（以下「地域学校協働活動」という。）を推進する。

また、地域学校協働活動を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

第2 事業名称

東京都（以下「都」という。）は、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成31年3月29日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定）の規定による運営委員会の設置、域内の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う者（社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。以下「地域コーディネーター」という。）に対する研修等の実施、地域コーディネーター等の配置及び地域学校協働活動に関する取組を「地域学校協働活動推進事業」（以下「事業」という。）と総称する。

第3 実施主体

事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

第4 設置単位

地域学校協働本部は、学校区を基本的な設置単位とする。ただし、地域の実情に応じて、区市町村域等を単位とした設置が適当と認められる場合は、この限りでない。

第5 事業の内容

区市町村は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤として「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称を使用することも可能である。

区市町村における事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 運営委員会の設置

(1) 区市町村は、域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会を設

置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

(2) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

(3) 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部署等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

2 必要な人員の配置

(1) 地域コーディネーター

区市町村は、地域コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら活動を行うものとする。地域コーディネーターの選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

地域コーディネーターは、域内の地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

また、事業の実施に当たっては放課後子供教室等の活動間の連携を図るよう努めること。

(2) 統括コーディネーター

区市町村は、本事業の趣旨に基づき、主として域内における地域学校協働本部の体制づくりを推進するため、統括的な地域学校協働活動推進員又は統括コーディネーター（以下「統括コーディネーター」という。）を原則として配置する。

統括コーディネーターは、域内の地域コーディネーターを統括する立場として、地域コーディネーター間の連絡・調整、地域コーディネーターの確保・人材育成のほか、未実施地域における取組の促進等を図るために必要な活動を行う。

また、区市町村は配置した統括コーディネーターの内から1名を都へ推薦するものとし、東京都教育委員会は、その統括コーディネーターに対して、統括的な地域学校協働活動推進員として委嘱を行う。

(3) 協働活動支援員

主に「授業の支援」「部活動指導」等の支援を中心的に担う人材として、地域学校協働活動の支援を実施する者（以下「協働活動支援員」という。）を置くことができる。

(4) 協働活動サポーター

プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）を置くことができる。

(5) 学習支援員

学習が遅れがちな中学生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）等において、特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことのできない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）を置くことができる。

3 研修等の実施

- (1) 区市町村は、域内の地域コーディネーター等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、地域コーディネーターの資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。
- (2) 区市町村は、地域学校協働活動に関わる協働活動支援員等に対して、活動推進に必要な研修や情報交換・情報共有等を実施するよう努めることとする。

4 地域学校協働活動の実施・運営

事業における地域学校協働活動は、次に掲げる内容・機能を有する。

また、地域学校協働活動の実施・運営に当たっては、地域学校協働本部及び地域の実情に応じた仕組みの下で、取組の内容に応じて必要な人員を配置し、無償ボランティアを含む地域の様々な人材の参画を得て、様々な地域学校協働活動を総合化・ネットワーク化を進めつつ実施するよう努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

- (1) 学習支援員を活用し、学習が遅れがちな中学生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）ただし、地域未来塾を地域学校協働活動と一体的に取り組むことが困難な場合は、一定の要件の下、地域未来塾に特化した取組もできる。
- (2) その他、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習、地域行事への参加、ボランティア・体験活動、学校周辺環境整備、民間企業等外部人材を活用した教育プログラムの実施など、地域と学校が連携・協働して子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

第6 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、都が指定する期日までに、事業計画書を提出するものとする。

第7 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

第8 費用

- 1 都は、第3から第5までに規定する要件を満たす事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して、予算の範囲内で補助するものとする。
- 2 区市町村は、事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）の補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費及び委託費とし、以下の基準に基づき計上することとする。
 - (1) 諸謝金について
統括コーディネーター、地域コーディネーター、協働活動支援員、学習支援員等の謝金単価は別表の金額を上限とする。
 - (2) 旅費について
地域学校協働活動の実施に係る旅費の取扱については、別表のとおりとする。
 - (3) 消耗品費について
受益者負担の観点から、地域学校協働活動の実施に係る材料費等の個人に給する経費は対象外とする。

(4) 保険料について

ア 受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する子供や保護者に係る経費は対象外とする。

イ 雇用保険は対象外とする。

(5) その他

ア 補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の通常の活動に係る経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。

また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

イ 飲食物費（都が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

第9 その他留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、「放課後子供教室事業」その他関連事業を実施している場合には当該事業と連携した取組となるよう努めること。
- 2 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携協力して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。
- 3 事業の一部を社会教育団体等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- 4 本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、区市町村においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数等、地域の実情に応じた目標を設定すること。
また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うこと。
- 5 この要綱に定めるもののほか、補助金交付及び事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。